



自転車は「車」のなかま

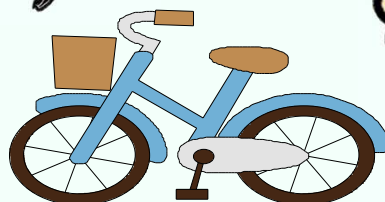
新

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



セット



令和4年11月1日改定



乗るなら
守って
安全運転

新しくなりました！
自転車もルールを守ろう！！



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを通行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

自転車も左側通行！！

自転車安全利用五則を守り、
自転車事故を防ぎましょう。

大阪府警察



大阪府警察

